

令和4年9月1日

法務省民事局民事第二課 パブリックコメント（不動産登記令）担当 御中

不動産登記令等の一部を改正する政令案の概要に対する意見

静岡県司法書士会
会長 白井 聖 記

当会は、標記施行令案について、次のとおり意見を述べる。

1. 不登令の一部改正関係（本政令案第1条）について

(1) 不登令第7条第3項関係について

【意見】

賛成する。

【理由】

買戻期間内に買戻権が行使されていたにもかかわらず、所有権移転登記が申請されていない可能性が考えられ、形式的審査権しか有さない登記官には実体上、買戻権が消滅したことを判断することが出来ない。そのため、当事者（登記権利者）が作成した報告形式の登記原因証明情報の提供は必要である。

とする考え方もあるが、買戻権を行使したにもかかわらず、登記が申請されていない事は現実的には考えにくい。

したがって、登記原因を証する情報の提供を求める必要性はないと考える。